



2022年5月12日

各位

会社名 株式会社十六フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 池田直樹
(コード番号 7380 東証プライム・名証プレミアム)
問合せ先 執行役員グループ企画統括部長 児玉英司
電話番号 (058)207-0016

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。これに伴い、本制度に関する議案を2022年6月17日開催予定の第1期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主のみなさまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第1項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの総額を年額330百万円以内、また、当社定款附則第2条第3項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等のうち、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額につきましては、上記報酬枠とは別枠にて、年額80百万円以内（当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までに割り当てる新株予約権の総数は4,000個を上限）とすることを定めております。

本株主総会では、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および監査等委員である取締役の報酬等の額の設定に加え、対象取締役を対象に、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度に代え、本制度を新たに導入することにつき、株主のみなさまにご承認をお願いする予定です。

本制度の導入に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年40,000株以内といたします。

また、本制度について、本株主総会でご承認いただいた場合、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度を廃止することとし、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。対象取締役に付与済である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本制度が導入されることを条件として、対象取締役に於いて放棄することといたします。このため、本事業年度においては、株式報酬型ストックオプションとし

ての新株予約権からの移行措置として、対象取締役が放棄する新株予約権の目的である株式数(6,450株)と同数の譲渡制限付株式を付与するための報酬を、上記の譲渡制限付株式を付与するための報酬とは別枠で、年額32百万円以内で支給することとし、これにより当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年6,450株以内といたします。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度と同じ年額80百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年40,000株以内といたします。また、上記のとおり、本事業年度においては、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度からの移行措置として、総額32百万円、総数6,450株を上限として別途設定いたします。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。なお、上記の移行措置に係る金銭報酬債権につきましては、対象取締役が保有する新株予約権のうち未行使のものをすべて放棄することを、付与の条件といたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上

<本件に関する問合せ先>

グループ企画統括部(広報担当) TEL(058)266-2511